

6 災害時要援護者（要配慮者）への支援

1 災害時要援護者（要配慮者）とは

災害時に大きな影響を受けるのは、いわゆる災害時要援護者です。

災害時要援護者とは、高齢者（ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、ねたきり高齢者、認知症高齢者等）、身体障害者（視覚・聴覚障害者、音声言語機能障害者、肢体不自由者、内部障害者、難病患者等）、知的障害者、精神障害者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人等で、次のような社会的障壁が存在する人たちをいいます。

- ①自分の身の危険を察知できない者 ②危険を知らせる情報を受け取ることができない者 ③身の危険を察知できても救助者には伝えられない者 ④危険を知らせる情報を受け取っても対応行動ができない者 ⑤災害時（避難準備・高齢者等避難開始の発表から平常の生活が回復するまでの間）、被災地で生活する際に何らかの配慮が必要である者 ⑥性別や年齢による不利益な取扱い等を受けやすい状況に置かれている者 ⑦避難所等での生活が困難で、自宅や車中での避難を余儀なくされている者 ⑧広域避難者で、所在が行政等に把握されずに孤立させられている者

「個別支援計画(12ページ)」を作成してね!

2 避難行動要支援者の把握

災害時要援護者のうち、避難時に特別な支援を要する避難行動要支援者については、災害時の情報伝達や避難所までの誘導、避難生活の支援などが必要となります。

そのため、避難行動要支援者名簿を作成する市町と連携し、災害時に安否確認や避難支援などを確実にできるよう、プライバシーに配慮しつつ、日頃から避難行動要支援者の所在など、地域の状況を把握しておく必要があります。

支援のポイント

- ・市町が作成した避難行動要支援者名簿に載っている人を知っていますか？
- ・名簿に載っていても、災害時に支援を必要とする人がいますか？
- ・だれがどのように安否確認をしますか？
- ・災害時には、家族または地域の人など、だれが避難誘導しますか？
- ・どのような手段で避難所まで移動しますか？
- ・避難所生活で配慮すべき事は何ですか？ など

【地域にはさまざまな災害時要援護者が住んでいる】

〈地域住民〉（誰もが災害時要援護者になりうる）

〔災害時要援護者〕 ※災害対策基本法でいう「要配慮者」

自宅で生活している人たち（グループホーム生活者含む）

自力では避難できない人たち（避難行動要支援者）

家族等の避難支援が得られない人たち
家族だけでは避難が困難な人たち

社会福祉施設入所者

入院患者

災害時要援護者一人ひとりのニーズに対応した支援
災害のステージで変化するニーズに対応した支援

3 顔の見える関係づくり ～日頃からの近所づきあいが災害への備えの第一歩

避難行動要支援者が安全で安心して暮らせる地域社会をめざすことは、地域全体の安全を向上することにもつながります。近所のあいさつや地域のイベントなどを通じて、近所のつながり（地縁）を深めたり、日頃からの声かけや見守り、避難行動要支援者やその家族が参加する防災訓練を行うことなどが、顔の見える関係が広がる地域コミュニティづくりにつながります。これが災害への備えの第一歩となります。

4 福祉関係者と連携した支援の輪づくり

避難行動要支援者のお宅を初めて訪問するときは、あまり顔見知りでなければ、相手に不安を抱かせてしまうこともあります。そのような場合は、民生委員や障害者相談員など、日頃から接している福祉関係者に同行してもらうと良いでしょう。地域の行事案内などを兼ねて訪ねると声をかけやすくなります。

避難行動要支援者の状況を知る社会福祉協議会、介護従事者、福祉ボランティア等とも連携し、普段から交流を図ることが大切です。

5 個別支援計画（マイプラン）の作成

避難行動要支援者一人ひとりについて、本人やその家族を交えて（できれば心身状況等を熟知した担当ケアマネジャーや相談支援専門員も）災害発生時の情報伝達から避難所などへの誘導まで、一連の活動を想定した具体的な個別支援計画を地域で作成しておくことが大切です。

なお、個別支援計画に盛り込む主な内容例は次のとおりです。

- 緊急時の情報伝達ルート（避難行動要支援者への情報伝達ルート）
- 避難行動要支援者の健康状況、要支援情報、必要な配慮
- 普段利用している医療・介護保険サービス事業者等、かかりつけ医
- 避難行動要支援者名（主となる支援者を選定し、支援者の不在時や被災に備えて代替者や補助者を定めるなどのバックアップ体制を確保）
- 避難支援時の留意事項（人的協力体制、避難先（医療機関や福祉避難所などの搬送先を含む））、避難支援手段（車両、移動用具等）
- 避難時に携行する医薬品
- 避難場所・避難経路（避難行動要支援者の所在や避難所、避難ルートを記載したマップ）
- 避難先での留意事項 等

大切な情報です

ひょうご防災減災推進条例が制定されました（H29.3）

兵庫県では、県、市町、自主防災組織、県民、事業者等による防災減災の具体的な活動を明記した「ひょうご防災減災推進条例」を制定しました。

この条例では、自主防災組織などの取組内容として、避難行動要支援者の個別支援計画の策定や計画に基づいた訓練に取組むことなどが定められています。



表面

避難行動要支援者のための個別支援計画(マイプラン)

氏名	兵庫 一郎	年齢	53歳	性別	男・女
住所	神戸市中央区下山手通5-10-1				
電話	078-XXX-XXXX	FAX	078-XXX-XXXX		
E-mail	ichiro_hyogo@abc.com				
基礎情報	家族構成・同居情報等 両親は京都府在住 疎遠でほとんど連絡なし 妹(大阪府在住)が隔週で様子を見に来る 4年前に障害者支援施設を退所後、グループホーム生活を経て、昨年7月から一人暮らし		障害者手帳 昭和63年 構造 木造2階建 居室数 未実施 浴室数 未実施 ※居室の位置、管理している部屋等 		
要支援情報	介護認定 (認知症) 有・無 障害者手帳 身体障害者手帳3級(体幹)、療育手帳A(知的、自閉性) その他留意事項				
利用中の医療福祉サービス	介護保険/総合事業 サービス 事業所名 電話 障害福祉/サービス サービス 居宅介護 電話 XXX-XXXX 医療機関 名称 ひょうご整形外科クリニック 電話 XXX-XXXX				
家族等連絡先	① 氏名 兵庫 はなこ 続柄等 妹 住所 大阪府池田市〇〇〇 電話 XXX-XXXX FAX XXX-XXXX E-mail XXX@bb.or.jp ② 氏名 神戸 隆 続柄等 弟 住所 神戸市中央区〇〇〇 電話 XXX-XXXX FAX XXX-XXXX E-mail XXX@dd.or.jp				
緊急時の情報伝達	できるだけゆっくりと分かりやすい言葉を使用する。 漢字の多い書類は理解が困難であるため、図やひらがな、ルビを活用する。				
特記事項	歩行は可能だが、体幹障害があるため迅速な移動は困難である。 パニックの際は自衛行為の可能性がある。				

個別支援計画の様式例と記載する際の留意点

この様式は、あくまでも一例です。必要な項目を追加したり、もう少し簡単でわかりやすい様式にするなどの工夫をしてみましょう。

避難行動要支援者が普段利用している事業所、ケアマネジャーや相談支援専門員の連絡先も記載しておきましょう。

避難行動要支援者で本人と面談して、どのような手段を用いれば、確実に情報を伝えられるか確認しましょう。

最初から様式にある項目全てを記入する必要はありません。ご本人、自治会、福祉関係者で話し合いを重ねながら、必要な項目について少しずつ書き足していきましょう。

裏面

避難訓練時の留意事項	介助者による強制的な移動はパニックをもたらす恐れがある。自力歩行が可能であるため、差し違った危機感ではない限り、避難の必要性を分かりやすく説明し、誘導することが望ましい。また、人見知りであるため、できるだけ面識のある近隣住民が支援を行う方がよい。
避難時携行医薬品等	オキシトシン、リスパダール
避難先での留意事項	他人との接触が苦手であり、混雑した環境ではパニックになる可能性が高い。できるだけ個室環境を用意することが望ましい。なお、●●商店の店主A氏に信頼を置いており、本人の不安感が大きい場合はA氏と話をすると落ち着きを取り戻す可能性がある。
避難場所・避難経路	避難場所：〇〇小学校
備考	〇〇小学校の前は道路が狭く、避難者で混雑することが予想されるので、混乱しないようにゆっくりと誘導する。
避難支援者	① 氏名 兵庫 二郎 続柄等 近所 住所 神戸市中央区〇〇〇 電話 XXX-XXXX FAX XXX-XXXX E-mail XXX@eee.or.jp ② 氏名 兵庫 三郎 続柄等 近所 住所 神戸市中央区〇〇〇 電話 XXX-XXXX FAX XXX-XXXX E-mail XXX@fhh.or.jp ③ 氏名 兵庫 四郎 続柄等 近所 住所 神戸市中央区〇〇〇 電話 XXX-XXXX FAX XXX-XXXX E-mail XXX@jjj.or.jp

平成29年5月20日

上記の内容について、誤り等がないことを確認しました。

氏名 兵庫 一郎 印
代理署名 印
(本人との関係)

ケアマネジャーなどから避難する際に必要な情報を聞いてみましょう。

明らかに医療や施設での介護が必要な方については、市役所・町役場と相談し、避難場所を記入しましょう。

ちょっとアドバイス

災害種別も考えよう！

個別支援計画の作成にあたっては、災害の種別によって避難方法や避難先を変える必要があることにも気をつけましょう。

1 ねらい

日常的に避難行動要支援者と接しているケアマネジャーや相談支援専門員などの福祉専門職と連携することにより、避難行動要支援者に寄り添った実効性のある個別支援計画づくりが可能となります。

石ヶ池地区では、兵庫県のモデル事業を活用し、3人の障害者の個別支援計画の策定に向け、避難行動要支援者本人、家族、相談支援専門員、自主防災組織、兵庫県社会福祉士会と行政等が連携しながら、それぞれ計画づくりに取り組みました。

2 「自分でつくる安心防災帳」を活用した避難行動要支援者の事前診断

まず、避難行動要支援者に必要な災害への備えを確認するため、国立障害者リハビリテーションセンター研究所福祉機器開発室が開発した「自分でつくる安心防災帳」を活用し、各相談支援専門員が避難行動要支援者や家族に対して、対面で項目を一つ一つ丁寧に確認しながら、避難行動要支援者の当事者力(災害時に活用できる自身の防災力)を事前に評価(アセスメント)しました。

参照：http://www.rehab.go.jp/ri/kaihatsu/suzurikawa/skit_02.html



3 個別支援計画作成に向けた地域での調整会議(ワークショップ)

安心防災帳での評価(アセスメント)結果をもとに、再度、避難行動要支援者本人、家族、相談支援専門員や自主防災組織等が集まり、避難行動要支援者が事前に準備すること、地域に助けてもらいたいことなどの課題整理を行いました。

その後、石ヶ池地区で調整会議(ワークショップ)を開催し、相談支援専門員から出席者に対して、避難行動要支援者の情報や事前にまとめた課題、避難支援時の留意点等を説明するなど情報共有を図りながら、出席者からは避難のための追加アイデアをだしてもらい、「エコマップ」(避難行動要支援者や家族、社会資源等の関係性を図にしたもの)としてまとめていきました。この情報を所定の様式に落とし込み、個別支援計画が完成しました。



避難行動要支援者、相談支援専門員等が
事前にまとめた課題整理表



地域全体で
深掘り!



地域での意見交換を加えて
エコマップを作成

4 避難訓練で個別支援計画を検証 ～ゴールではなくスタート!～

作成した個別支援計画をもとに、石ヶ池地区では検証のための避難訓練を実施しました。実際訓練をすることにより、新たな課題にも気が付きました。

石ヶ池地区では、一度だけの訓練で終わりではなく、改善を続けていながら、この取り組みを踏まえた避難行動要支援者対策を推進し、みんなで逃げる事ができる地域を目指していきたいと考えています。



やれることから少しずつ実施してみよう!

最初から全て実施できなくても、まずは、地域に支援の必要な方が、どこにどれだけいるのか把握することから始めるなど、やれることから少しずつ実施してみましょう。